

第2章 交通安全思想の普及徹底

【施策の体系】

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 211 幼児に対する交通安全教育
 - 212 小学生に対する交通安全教育
 - 213 中学生に対する交通安全教育
 - 214 高校生に対する交通安全教育
 - 215 成人に対する交通安全教育
 - 216 高齢者に対する交通安全教育
 - 217 高齢運転者に対する交通安全教育
 - 218 障害者に対する交通安全教育
 - 219 外国人に対する交通安全教育
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 歩行者優先と正しい横断の徹底
- 5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進
- 6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 261 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底
 - 262 飲酒運転の根絶
 - 263 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進
 - 264 交通安全に関する広報の徹底
 - 265 過積載防止対策の推進
- 7 交通安全団体等の主体的活動の促進
- 8 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

解説

交通事故を無くすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通安全への意識を高め、自ら行動することが重要になります。

そのため、幼児から高齢者まで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していきます。

また、交通安全に関する活動への支援を行うとともに、交通安全に関する情報発信を積極的に行います。



1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 211 幼児に対する交通安全教育
- 212 小学生に対する交通安全教育
- 213 中学生に対する交通安全教育
- 214 高校生に対する交通安全教育
- 215 成人に対する交通安全教育
- 216 高齢者に対する交通安全教育
- 217 高齢運転者に対する交通安全教育
- 218 障害者に対する交通安全教育
- 219 外国人に対する交通安全教育

211 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけさせることで、日常生活に必要な、基本的な技能及び知識を習得させることを目的とします。

そのため、幼稚園や保育園及び認定こども園においては、各園の指導者や所沢市交通指導員が、個々の幼児の特性や発達段階に十分配慮し、紙芝居や腹話術、教育用信号機等の教材を利用した実践体験型でわかりやすい指導に努めます。

保護者に対しては、交通ルールのお手本になるよう指導するとともに、自転車に幼児を乗せる際は、幼児用ヘルメットを正しく装着させるよう指導に努めます。また、家庭内でも交通ルールについての話し合いが行われるよう、資料の配布や啓発活動を推進します。

212 小学生に対する交通安全教育

小学校の交通安全教育は、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

そのため、小学校においては、低学年には安全な歩行を、高学年には安全で正しい自転車の乗り方を重点的に指導します。特に4年生に対しては、自転車運転免許制度を活用し、自転車の安全な乗り方等の指導を行います。

また、小学生の交通事故は、道路への飛び出しや左右の安全を確認しないことにより発生することが多いことから、交通安全教室等を開催し、「安全を確かめられる習慣」を身に付けられるように指導します。

213 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全、特に自転車で安全に道路を通行するための技能と知識を習得させることに加え、自転車事故では加害者になるケースもあることから、自己だけでなく他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、DVD等の視聴覚教材、スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室等で交通事故の怖さを実感させ、交通安全について自ら考えさせる指導を行います。

214 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、主として自転車及び自動二輪車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重し、責任ある行動ができる健全な社会人の育成を図ります。

各高等学校では、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」に基づく指導を行い、自動二輪車等の運転免許を取得し、運転する生徒に対しては、交通ルールの遵守と自動二輪車等の安全に関する指導や、自他の生命の尊重を重視した指導を行います。

215 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。

安全運転管理者選任事務所を中心に、企業研修の機会等に警察から出向き、携帯用プロジェクタ、スクリーン等を活用した、わかりやすい交通安全教育を実施します。

このほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者を含む成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努めます。

216 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。

また、自転車乗用中の交通事故を防止するため、高齢者自転車運転免許制度のような、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

なお、高齢者の死傷者数が増加している現状を踏まえ、より多くの高齢者の意識向上を図るために、老人福祉センター(4箇所)・老人憩の家(8箇所)や市内在住の高齢者を対象にした所沢市高齢者大学等においても交通安全教育の実施に努めます。

217 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、自動車教習所と連携した実践型の教育指導を行い、自己の動作や反応の低下を再認識してもらうと共に、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努めます。また、臨時適性検査の積極的な実施と運転免許の自主返納を促します。

218 障害者に対する交通安全教育

所沢市には、国立障害者リハビリテーションセンターをはじめ、多くの医療機関があり、障害者による出歩きの機会が多く想定されます。そのため、障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識が習得できるよう、障害の種類や程度に応じた、きめ細かい交通安全教育を推進します。

また警察では、交通安全教育担当者の手話技術の向上、字幕入りビデオの活用等に加え、電動車いすを利用している障害者に対しての、安全利用に向けた交通安全教育の推進に努めます。

219 外国人に対する交通安全教育

所沢市に居住・就業する外国籍市民が増加し、外国籍市民に対する交通安全対策の必要性が高まっていることから、日本の交通事故の実態や交通ルール等を、外国語表記のパンフレットを活用して紹介しています。

また、外国籍市民の就学・就業先と連携を取り、DVD教材等を活用した交通安全教室を実施します。

2 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるように努めます。

交通安全教育を行った際は、その効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるように努めます。

3 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）や「自転車運転者講習制度」について周知徹底を図るとともに、自転車を乗りながらの傘さし、イヤホン、スマートフォン等の危険性について、周知徹底を図ります。

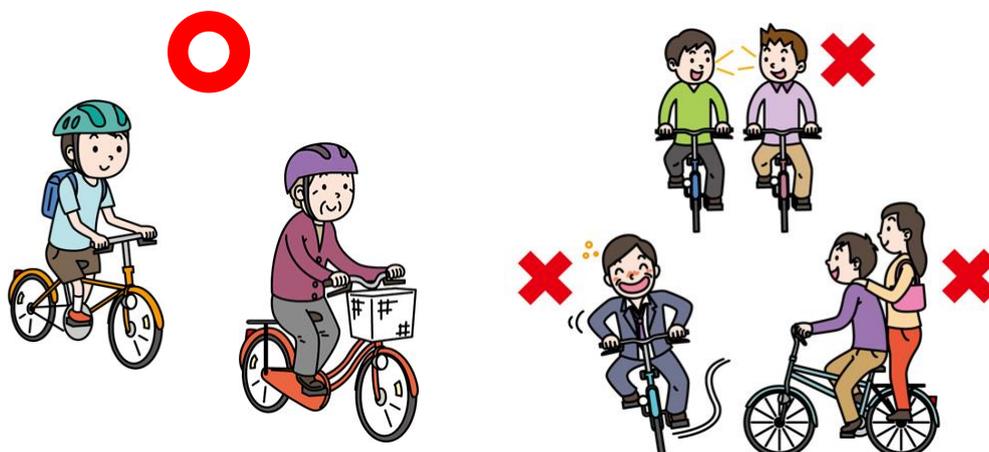
また、夕暮れ時から夜間の時間帯にかけて自転車の事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車のライトの点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進します。

子どもや高齢者に対しては「自転車運転免許制度」を活用し、自転車の安全な乗り方等を指導し、自転車の安全な利用を推進します。

また、自転車用ヘルメットについては、「自転車安全利用五則」の周知徹底はもちろん、全ての年齢層の自転車利用者に対して自発的にヘルメットを着用するよう、普及啓発に努めます。

◎自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、2人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



4 歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機の無い横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自ら安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。



※ハンドサイン
《横断意思の明確化》
ドライバーに対して横断する
意思を明確に伝えましょう

5 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

市民一人ひとりに、広く交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、市民自身による、道路交通環境の改善に向けた取組を推進する市民運動として、所沢市交通安全推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

(1) 実施方法

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、実施重点、実施計画等について、広く市民に周知することにより、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

(2) 運動の重点目標

交通安全運動の重点は、高齢者、自転車、交差点の交通事故防止等、市内の重点目標のほか、夕暮れ時の交通事故防止等の時季的な事項を、市内の交通事故の実態に合わせた独自の重点目標として設定します。

(3) 運動の時期

市民の交通安全意識の高揚を図るために、春・秋の全国交通安全運動に加え、交通事故が多発する夏、冬の交通事故防止運動にも展開します。

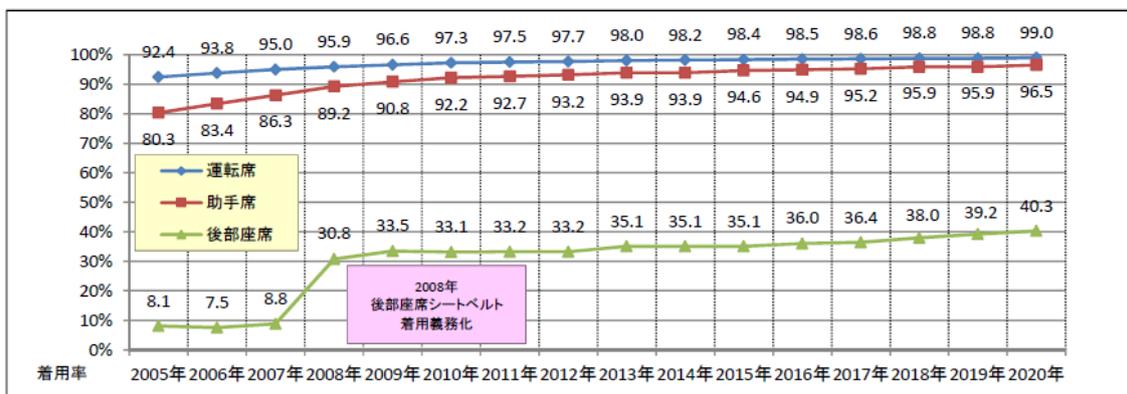
6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

- | | | |
|-------------------------|---|----------------------------|
| 6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進 | — | 261 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底 |
| | — | 262 飲酒運転の根絶 |
| | — | 263 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進 |
| | — | 264 交通安全に関する広報の徹底 |
| | — | 265 過積載防止対策の推進 |

261 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

交通安全教育において、シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい着用・使用方法等についての理解を深め、後部座席も含めたシートベルト着用及びチャイルドシート使用を推進します。

また、シートベルト着用及びチャイルドシートの交通違反の取締りを強化し、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの使用の徹底を図ります。



一般道路における推移

262 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するため、県、市をはじめ、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係機関・団体とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

また、ハンドルキーパー運動を推進するとともに、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及等、総合的に飲酒運転防止対策を推進します。

263 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯や自動車(原付車含む)の適切なハイビームの使用を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材や自発光式ライト等の普及、特に高齢者に対する明るい服装等の着用効果に関する広報啓発を推進します。

264 交通安全に関する広報の徹底

交通安全に関する広報については、広報紙、新聞、インターネット等のあらゆる媒体を活用し、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するよう努めます。

265 過積載防止対策の推進

埼玉県過積載防止対策推進会議において決定した「埼玉県過積載防止対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進します。

7 交通関係団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、所沢市交通安全推進協議会を中心に、警察・行政・所沢交通安全協会等の関係団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動の展開を図ります。

さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、関係団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

8 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全活動については、警察、市、学校、交通関係団体等及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進していきます。

所沢航空記念公園等で実施される各種イベント時には、警察車両展示や啓発品の配布だけに終わらせず、地域で活動する様々な団体が進める安全研修等とも連携し、市民を集めて交通安全教室を実施しています。